

野沢温泉村パブリックコメント制度（村政への意見提出手続）実施要綱

〔平成 24 年 12 月 2 日〕

要綱第 14 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント制度の実施に関して必要な事項を定めることにより、村の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上及び村民との協働による村政の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、村の政策に関する基本的な計画等を策定する過程において、その情報を公表し、これらに対して提出された村民等の意見等を考慮し、意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する村の考え方を公表する一連の手順をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、村長（公営企業管理者の権限を行う村長を含む。）、教育委員会をいう。

3 この要綱において「村民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
- (3) 村内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 村税の納税者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う政策等に利害関係を有する者

（対象）

第 3 条 この要綱の対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 村の政策に関する基本的な計画の策定又は変更
- (2) 広く村民等に適用され、住民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入及び改廃
- (3) 村民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定又は変更
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、本手続きを実施することを要しない。

- (1) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- (2) 法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 74 条第 1 項の規定による直接請求権により議会へ提出するもの
- (4) 迅速性又は緊急性を要するもの、軽微な変更と認めるもの及び実施機関に裁量の余地がないもの
- (5) 対象事案を委員会、審議会等がこの要綱に準じた手続きを経て策定した報告・答申等を尊重して決定した場合で、実施機関が改めて本手続きを実施する必要があると判断した場合

（公表）

第 4 条 実施機関は、第 2 条第 1 項に掲げる計画等の決定を行う前の適切な時期に、次に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 計画等の案及びその概要

(2) その他の関係資料

2 実施機関は、前項の規定による計画等の案及び関係資料の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関での閲覧

(2) 広報のざわおんせんへの掲載

(3) 村ホームページへの掲載

3 前項の規定にかかわらず、公表する内容が相当量に及ぶ場合は、計画等の案及びその概要と関係資料の入手方法のみを掲載することとして差し支えないものとする。

(意見等の提出)

第5条 実施機関は、計画等の案の公表後、村民等が意見等を提出するのに必要な期間として、原則として30日以上を確保するものとする。

2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等の文書によるものとし、提出にあたっては、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者名）及び電話番号を明示するものとする。

(意見等の取扱い及び公表)

第6条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等及び意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、提出された意見等の公表により、意見等を提出した個人又は団体の権利、利権等を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 意見等及び実施機関の考え方の公表は、第4条の方法による。

(一覧の作成等)

第7条 村長はパブリックコメント制度により手続きを行っている案件の一覧を作成し、村のホームページに掲載することにより、これを公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成24年1月1日（以下「実施日」という。）以後に最終的な意思決定を行う計画等について適用する。ただし、実施日において既にその政策に着手している計画等で、実施日以降に予定して最終的な意思決定を行う必要があるものについては、この限りでない。